

寒川町職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 26 号

寒川町職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町職員の自己啓発等休業に関する条例(令和 2 年寒川町条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第 2 条 条例第 2 条の自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業・期間延長承認申請書(第 1 号様式)により、自己啓発等休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第 3 条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(大学等課程の履修の成果を挙げるために特に必要な場合)

第 4 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 97 条に規定する大学院の課程(同法第 104 条第 7 項第 2 号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が 2 年を超え、3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(職務復帰)

第 5 条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る辞令の交付)

第 6 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合
(報告等)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項の規定による報告は、自己啓発等休業状況報告書(第 2 号様式)により行うものとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は、条例第 9 条第 1 項の規定による報告について準用する。

3 自己啓発等休業の期間が満了したことにより職務に復帰した職員は、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の成果について、これを証明することができる書類を添えて、任命権者に報告するものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第 8 条 条例第 10 条の規則で定める日は、寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 44 年寒川町規則第 4 号)第 22 条に規定する昇給日とする。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自己啓発等休業・期間延長承認申請書

(任 命 権 者)		申 請 年 月 日		年 月 日	
.....様		申請者 所 属			
次のとおり		自己啓発等休業		職 名	
期 間 の 延 長		を申請します。		氏 名	
1 申請の区分		☐ 自己啓発等休業 (2 及び 3 に記入) ☐ 期間の延長 (2 及び 4 に記入)			
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)		()	
		課程 (修業年限)			
		履修の期間			
	国際貢献活動	活動組織			
		活動国・地域			
		活動期間	国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで
活動国滞在	年 月 日から		年 月 日まで		
3 申請期間		年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長期間		年 月 日から 年 月 日まで			
既に自己啓発等休業の承認を受けた期間		年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考		(休業中の連絡先)			

注 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

(1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間

(2) (1)の内容に関する照会先

2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。

3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」等を記入すること。

4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

5 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等における履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

6 該当する口には、レ印を記入すること。

自己啓発等休業状況報告書

(任命権者)		年 月 日	
.....様		所 属	
		職 名	
		氏 名	
1 休業期間	年 月 日から 年 月 日まで		
2 報告内容			

注 「報告内容」欄には、大学等課程の履修の状況又は国際貢献活動、日常の生活の状況等について記入すること。